

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月及び同年3月
② 昭和51年2月及び同年3月

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、昭和51年1月頃、結婚を契機に、妻が私の国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料を遡って納付した。その後についても、妻が欠かさず集金人に保険料を納付していたはずなので、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、妻が2年分の国民年金保険料を遡って納付した旨主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が20歳に到達した昭和47年*月*日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、取得年月日欄に記載された上記の資格取得日の上部に「51. 8. 25」の押印が有り、備考欄には「手帳渡し済51. 8. 25」の押印が有ることから、51年8月25日頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間②の保険料は過年度納付により遡って保険料を納付することが可能である上、申立人の昭和49年度及び50年度の保険料は、申立期間②を除き、51年度中に遡って納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②は2か月と短期間である上、上記過年度納付により国民年金保険料を納付した昭和49年4月以降、申立期間②を除き、60歳到達の前月までの保険料は全て納付済みである。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、国民年金被保険者期間において保険料の未納期間は無い上、申立期間②後の昭和51年8月25日付けで、申立人の付加保険料納付申出の手続を行っており、これ以降、国民年金基金に加入した月の前月まで、付加保険料を含め納付済みであることから、申立人の妻は、年金への関心が高かったことがうかがえ、申立人の妻が短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月2日に払い出されていることが確認できる。

また、上記のとおり、昭和51年8月25日頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする妻からも、当時の国民年金の加入状況及び申立期間①の保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月及び同年3月
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、申立期間当時、収入が無く、国民年金保険料を納付していなかったが、平成12年12月頃から、母親が私の申立期間の保険料を含め、数か月分ずつ遡って集金人に納付してくれていたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親から、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から60年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、母親から、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、婦人会の集金人に私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月6日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿によると、「受付. 昭和59年11月6日」の記載が確認できることから、同年11月6日頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親から、父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない上、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人の母親は、「夫が息子（申立人）の申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付していたはずだ。」と供述していることから、当該集金人に照会したものの、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立期間は 54 か月に及んでいる上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年3月まで

私が20歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め私と両親の家族3人分の国民年金保険料を、毎月、町役場で納付してくれていた。

しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料について、両親は納付済みと記録されているのに、私だけが未納となっているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月10日に払い出されていることが確認できるとともに、A町（現在は、B市）において、上記払出日に同手帳記号番号が払い出された申立人を含む被保険者40人の第1号被保険者に係る国民年金保険料の検認状況及び第3号被保険者に係る特例届の届出日の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は同年10月頃に行われたものと推認できる上、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、当該期間以外については、過年度納付により遡って保険料を納付することが可能であるものの、申立人及びその母親から、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親からも、申立人の

国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。